

○かすみがうら市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱

平成18年11月21日告示第125号

別表(第2条関係)

区分	種目	基準額 (円)	耐用年数(年)	障害及び程度	性能	備考
介護・訓練支援用具	特殊寝台	154,000	8	次のいずれかに当てはまる者 (1) 下肢又は体幹機能障害2級以上 (2) 難病患者等、かつ、寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	
	特殊マット	19,600	5	次のいずれかに当てはまる者 (1) 下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者) (2) 重度の知的障害者等で原則として3歳以上 (3) 難病患者等、かつ、寝たきりの状態にある者	おおむね次のいずれかの性能を有するマット (1) 褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの (2) 失禁等による汚染又は損耗を防止するためのマット(寝具)にビニール等の加工をしたもの	
	特殊尿器	67,000	5	次のいずれかに当てはまる者 (1) 下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者) (2) 難病患者等、かつ、自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	
	入浴担架	82,400	5	下肢又は体幹機能障害2級以上(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者)	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	

体位変換器	15,000	5次のいずれかに当てはまる者 (1) 下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者) (2) 難病患者等、かつ、寝たきりの状態にある者	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	
移動用リフト	159,000	4次のいずれかに当てはまる者 (1) 下肢又は体幹機能障害2級以上 (2) 難病患者等、かつ、下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が障害者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	
訓練いす	33,100	5下肢又は体幹機能障害3級以上(障害児のみ)	原則として、付属のテーブルをつけるものとする。	
訓練用ベッド	159,200	8次のいずれかに当てはまる者 (1) 下肢又は体幹機能障害学齢児以上(障害児のみ) (2) 難病患者等、かつ、下肢又は体幹機能に障害のある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	
自立支援生活	90,000	8次のいずれかに当てはまる者 (1) 下肢又は体幹機能障害者等であって入浴に介助を必要とするもの(障害児は原則学齢児以上) (2) 難病患者等、かつ、入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	

補助用具	便器	便器のみ	4,450	8次のいずれかに当てはまる者 (1) 下肢又は体幹機能障害2級以上 (2) 難病患者等、かつ、常時介護を要する者	障害者等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	
		手すり付	9,850			
T字状・棒状のつえ	主体が木材で外装がニス塗装のもの	2,200	3平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害	障害者等の使用に適しているもの。	夜光材付とした場合は410円増し。全面夜光材付とした場合1,200円増し。 外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合260円増し。	
	主体が軽金属のもの	3,000				
移動・移乗支援用具	手すり、スロープ、歩行器等	60,000	8次のいずれかに当てはまる者 (1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者 (2) 難病患者等、かつ、下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 (1) 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの (2) 転倒防止、立ち上がり動作の補助、異動動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり、住宅改修を伴うものを除く。		
頭部保護帽	スポンジ、革を主材料にしたもの	15,200	3平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害、てんかん等の発作により頻繁に転倒する障害者等	転倒等の衝撃から頭部を保護できるもの。		
	スポンジ、革、	36,750				

	プラスティックを 主材料にしたも の					
特殊便器	151,200	8	次のいずれかに当てはまる者 (1) 上肢障害2級以上又は重度の知的障 害者等で原則として学齢児以上の者(訓 練を行っても自ら排便後の処理が困難な 者) (2) 難病患者等、かつ、上肢機能に障害の ある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。 ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うも のを除く。		
火災警報器	15,500	8	障害種別に関わらず、火災発生時の感知 及び非難が激しく困難な障害者等のみの世 帯及びこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又 は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ 得るもの。		
自動消火器	28,700	8	障害種別に関わらず、火災発生時の感知 及び非難が激しく困難な障害者等のみの世 帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自 動的に消火液を噴射し、初期火災を消火 し得るもの。		
電磁調理器	41,000	6	視覚障害2級以上(視覚障害者等のみの世 帯及びこれに準ずるもの)又は重度の知的 障害者等18歳以上	障害者等が容易に使用し得るもの。		
歩行時間延長信号機用小型 送信機	7,000	10	視覚障害2級以上	視覚障害者等が容易に使用し得るもの。		
聴覚障害者等用屋内信号装 置	87,400	10	聴覚障害2級以上(聴覚障害者等のみの世 帯及びこれに準ずるもの)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚でき るもの。サウンドマスター、聴覚障害者等用		

				目覚まし時計、聴覚障害者等用屋内信号灯を含む。	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	51,500	5 腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	
	ネブライザー(吸入器)	36,000	5 次のいずれかに当てはまる者 (1) 呼吸機能障害3級以上又は同程度の身体障害者等であって必要と認められる者 (2) 難病患者等、かつ、呼吸器機能に障害のある者	障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	
	電気式たん吸引器	56,400	5 次のいずれかに当てはまる者 (1) 呼吸機能障害3級以上又は同程度の身体障害者等であって必要と認められる者 (2) 難病患者等、かつ、呼吸器機能に障害のある者	障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	
	酸素ボンベ運搬車	17,000	10 医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者等が容易に使用し得るもの。	
	盲目用体温計(音声式)	9,000	5 視覚障害2級以上(視覚障害者等のみの世帯及びこれに準ずるもの)	視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	
	盲目用体重計	18,000	5 視覚障害2級以上(視覚障害者等のみの世帯及びこれに準ずるもの)	視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	
	動脈血中酸素飽和度測定器	157,500	— 難病患者等、かつ、人工呼吸器の装着が必要	呼吸状態を継続的にモニタリングすること	

	(パルスオキシメーター)		要な者	が可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。	
情報意	携帯用会話補助装置	98,800	5 音声言語機能障害又は肢体不自由障害であって発声・言語に著しい障害を有する者	携帯式、ことばを音声又は文書に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの。	
思疎通支援用具	情報通信支援用具	100,000 ソフトウェア3年 周辺機器3年	視覚障害2級以上又は上肢障害2級以上	視覚障害 (1) 視覚障害者等用ワープロアプリケーションソフト(入力文字を音声化するソフト) (2) 画面拡大ソフト(強度の弱視者用に文字等を拡大するソフト) (3) 画面音声化ソフト(画面の文字を音声化するソフト) 上肢障害 (1) インテリキー(障害に合わせることができる大型キーボード) (2) ジョイスティック(マウスが使えない者のための操作棒)	障害の種別に応じ、複数の補助対象品を組み合わせができる。
	点字ディスプレイ	383,500	6 視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者等(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上)の身体障害者等であって必要と認められる者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	
	点字器	標準型32マス 18行、両面書	10,400	7 視覚障害2級以上	視覚障害者等が容易に使用し得るもの。 価格は点筆を含む

	真鍮板製 標準型32マス 18行、両面書 プラスチック製	6,600				
	携帯用32マス4 行、片面書アル ミニューム製	7,200	5			
	携帯用32マス 12行、片面書 プラスチック製	1,650				
点字タイプライター		63,100	5	視覚障害2級以上(本人が就労若しくは就 学しているか又は就労が見込まれる者に限 る。)	視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	
視覚障害者 等用ポータブルレコーダー	録音再生機	89,800	6	視覚障害2級以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識 でき、かつ、DAISY方式による録音並びに 当該方式により記録された図書の再生が 可能な製品であって、視覚障害者等が容 易に使用し得るもの。	
	再生専用機	36,750	6	視覚障害2級以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識 でき、かつ、DAISY方式により記録された 図書の再生が可能な製品であって、視覚 障害者等が容易に使用し得るもの。	
視覚障害者等用活字文書読		115,000	6	視覚障害2級以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該	

み上げ装置				文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に交換して出力機能を有するもので、視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	
視覚障害者等用拡大読書器	198,000	8	視覚障害者等であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	
視覚障害者等用ICタグレコーダー	59,800	6	視覚障害2級以上	取り付けたICタグからその物品等の名称を音声にて再生が可能な製品であって視覚障害者等が容易に使用得るもの。	
盲目用時計	触読時計	10,300	10	視覚障害2級以上	視覚障害者等が容易に使用し得るもの。
	音声時計	13,300	10	視覚障害2級以上。なお音声時計は手指の触覚に障害があるなどのため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害者等が容易に使用し得るもの。
聴覚障害者等用通信装置	71,000	5	聴覚障害又は発声・言語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者等が容易に使用できるもの	
聴覚障害者等用情報受信装置	88,900	6	聴覚障害であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者等用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者等向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者等が容易に使用し得るもの	

人工喉頭	笛式	5,000	4	喉頭摘出者	呼気によりゴム等の幕を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。	気管カニューレ付とした場合は3,100円増しとする。
	電動式	70,100	5		頸下部等にあてた電動板を振動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	基準額は電池又は充電器を含むものとする。
点字図書		—	—	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者等	月刊や週間等で発行される雑誌を除く点字図書とする。	
排泄用具 (紙オムツ等)	ストマ装具 蓄便袋	8,600	—	身体障害者手帳(直腸、ぼうこう機能障害)の交付を受けているストマ造設者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製。	基準額は1か所当たりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む月額である。
	蓄尿袋	11,300	—		低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋尿処理用のキャップ付とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製。	
	紙オムツ	12,000	—	次のいずれかに当てはまる者 (1) ストマ造設者でストマの変形若しくはストマ周辺の著しいびらんのためストマ用装具を装着できない者 (2) 二分脊椎による排便機能障害若しくは排尿機能障害のある者 (3) 脳性まひなど脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者	紙オムツとしての十分な機能を備えているもの。	基準額は月額である。

収尿器	男子用普通型	7,700	1	高度の排尿機能障害	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。ラテックス製又はゴム製	簡易型は採尿袋20枚を1組とする。
	男子用簡易型	5,700			耐久性ゴム製採尿袋を有するもの。	
	女子用普通型	8,500			ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付。	
	女子用簡易型	5,900				
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	200,000	—	<p>次のいずれかに当てはまる者</p> <p>(1) 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者 であって障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者)</p> <p>(2) 難病患者等、かつ、下肢又は体幹機能に障害のある者</p>	<p>障害者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。</p> <p>対象となる住宅改修費の範囲は次に掲げるものの購入費及び改修費とする。</p> <p>(1) 手すりの取り付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器などへの便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要とされる住宅改修</p>	住宅改修費の給付は1人原則1回とする。
		550,000				
				下肢又は体幹機能障害を有する者であって個別の障害等級が2級以上の者又は療育手帳の総合判定((A))の者	整備の範囲は障害者が日常生活活動において直接利用する家屋に付帯する設備の整備で、次に掲げるものを例とする。	<p>(1) 住宅改修費の給付は1人原則1回とする。</p> <p>(2) 介護保険制度の住宅改修を併用する場合は、550,000円から介護保険制度の給付額を差し引いた額</p>

			易にするための整備 (3) (1)又は(2)の通行の円滑、使用の容 易又はこれらの安全のために必要な設 備	を基準額とする。
--	--	--	--	----------

(注)乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。